

# 大豊町技能労務職等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

## 1 現状

地方自治体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従業員に比べ高額なのではないかとの厳しい批判・指摘がなされています。また、町職員の給与等の公表においても、民間企業従業員との比較やラスパイレス指数（注1）の比較など、内容を公表することとされています。

本町においては、平成18年度に技能労務職員23名中20名を一般行政職に職種転換しましたが、実際従事している仕事内容が、一般行政事務と兼務しているものの技能労務の業務割合が多く、3名が技能労務職員、13名が技能労務職員とみならず職員となっています。

給与については、民間企業従業員と比較すると全国平均、高知県平均をそれぞれ上回っていますが、ラスパイレス指数においては、平成19年度で97.9となっています。

### 注1 ラスパイレス指数

地方公務員の平均給与額を職員の学歴別・経験年数別構成などが国家公務員と同等であると仮定して算出し、その数値を国の平均給与額を100として比較した指数のこと。

### (1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与（平成19年4月1日現在）

職 種	大豊町			民間（全国・高知県平均）			備 考
	人数	平均年齢	平均給与	人数	平均年齢	平均給与	
清掃員	3人	51.7歳	276,147円	人	43.3歳	229,800円	全国平均
調理員	5人	46.0歳	303,007円	人	46.1歳	223,100円	高知県平均
用務員	7人	50.3歳	311,085円	人	53.9歳	227,200円	全国平均
その他	1人	-歳	-円	人	-	-	
計・平均	16人	49.1歳	299,591円	人	-	-	

その他とは、事務補助員、技術補助員、運転手を兼務する職員

平均給与とは、基本給のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務等の手当額の合計であり、期末勤勉手当は含まない。

人数が1人のところは、個人情報保護のため平均年齢、平均給与を表示していません。

### (2) 職種ごとの年齢別人数・平均給与（平成19年4月1日現在）

	清 掃 員		調 理 員		用 務 員		そ の 他	
	人数	平均給与	人数	平均給与	人数	平均給与	人数	平均給与
～40歳	-人	-円	-人	-円	-人	-円	-人	-円
41歳～45歳	-人	-円	3人	293,449円	1人	-円	-人	-円
46歳～50歳	1人	-円	-人	-円	4人	302,353円	1人	-円
51歳～55歳	2人	283,792円	2人	317,345円	1人	-円	-人	-円
56歳～60歳	-人	-円	-人	-円	1人	-円	-人	-円
全 体	3人	276,147円	5人	303,007円	7人	311,085円	1人	-円

人数が1人のところは、個人情報保護のため平均年齢、平均給与を表示していません。

### (3) その他技能労務職員の給与に関する事項

#### 給料表

・単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給料表（1級24号までは国公の行政職給料表（二）に同じ。それ以外は国公の行政職給料表（一）に同じ。）の3級制を採用しています。

・職員の昇格・昇給は、一般職員の例により勤務成績に応じて行っています。

## 手当

・扶養手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・宿日直手当・期末手当・勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。（一般職の例による）

諸手当のうち技能労務職員に支給されている手当の主な内容は次のとおりです。

なお、特殊勤務手当については、国と同様の制度を設けていますが、支給例はありません。

手当の名称	手 当 の 内 容	支 給 月 額	備 考
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 1 人につき</li> <li>・配偶者なしの場合の親族 1 人目</li> </ul>	13,000円 6,000円 11,000円	
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月額23,000円以下の家賃の場合</li> <li>・月額23,000円以上の家賃の場合</li> <li>・新築又は購入から 5 年以内の持家</li> </ul>	家賃月額から12,000円を控除した額  家賃月額から23,000円を控除した額の1/2 + 11,000円  2,500円	
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関を利用した場合の限度額</li> <li>・自家用車等を利用した場合の限度額</li> </ul>	55,000円 13,700円	
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・伝染病防疫作業に従事</li> <li>・災害時に危険を伴う作業に従事</li> </ul>	給料月額の10/100以内	支給実績なし

## 昇給基準

昇給基準については、次表のとおりです。また、昇給月を毎年4月と定め、それぞれの勤務実績・勤務評価等に応じて昇給を実施することになっています。ただし、人事考課制度が確立されるまでの期間は、全職員「C 良好」で昇給を実施しています。

昇給区分	A	B	C	D	E
	極めて良好	特に良好	良好	やや良好でない	良好でない
～ 5 5 歳	8号給以上	6号給	4号給	2号給	0号給
5 5 歳超	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0号給

## 2 基本的な考え方

地方公共団体の技能労務職員等の給与については、同種の民間事業の従事者に比べ高額となっているのではないかと国民等の厳しい批判があるところであり、国からも民間の同種の職種に従事する者との均衡に留意しながら、適正な給与制度・運用となるよう要請がされているところです。

また、「経済財政改革の基本方針2007」においては、「公務員給与について、特に民間事業者と比べて水準が高いとの指摘がある地方の技能労務職員を始めとして、地域の民間給与をより一層反映させることとし、可能にものは平成20年度から取り組む」こととされました。

このような状況の中、本町においては技能労務職員の退職不補充、業務の一部民間委託を実施し、更には、平成18年度に20名を一般行政職に職種転換し、また、給料表や制度の適正化を図りました。

今後は、住民の皆さんの理解と納得を得るため、広報紙やホームページ等を介して積極的に情報の提供を図りながら、現状分析と課題抽出を行い、更にはその職務の性格や内容を踏まえつつ適正化への取り組みを推進してゆきます。

### **3 具体的な取り組み内容**

本町の技能労務職員等のラスパイレス指数は、平成19年度で97.9となっており、県下でも下位から5番目となっていますが、職種によっては民間企業従業員と比較すると高くなっているものがあります。

こういった現状から、給与水準の適正化を図るため次のような取り組みを実施し、また今後も実施して参ります。

#### **(1) 給料表について**

現行(就業規則給料表)を踏襲します。

人事院勧告等を参考にし適正な改定を実施します。

平成17年度から現在まで、4.7~5.0%の給料カットを行っています。

#### **(2) 手当について**

特殊勤務手当に関しては、平成19年度に「精神障害者護送」「その他特殊な作業に従事」に係る手当を廃止しました。

通勤手当について、現在の制度・運用を見直す方向で調整しています。

平成16年度の勤勉手当を全額カットしました。

#### **(3) 昇給・昇格について**

平成18年4月からの給与構造改革に伴い、現行の就業規則給料表を適用しており、今後も踏襲します。

現在、試行中の人事考課制度が確立され次第、その評価基準に応じた昇給制度の運用を実施します。

### **4 その他**

公務員給与及び定員の適正化への取り組み、厳しい財政状況を考慮すると、給与等の見直し・職員の削減は今後避けて通れません。

今後については、技能労務職員の定年退職状況等を勘案しながら、次のような取り組みを実施して参ります。

#### **(1) 民間委託の推進**

「民間にできることは民間に」という時代の流れを的確に捉え、可能なものから業務の民間委託、移譲などを行います。ほとんどの職種が委託可能であると考えられますが、保育所調理員については、1歳児保育を行っているため離乳食給食を実施しており、アレルギー等個々の園児にあわせその場で調理しなければならないため、通常の給食とは違い受託者がなかなか見つからない状況にあります。このため保育所調理については当分の間、直営で行う予定です。

## (2) 事務・事業の見直し

一般行政事務同様、民間委託、指定管理者制度等を活用等し徹底した事務・事業の見直しを行います。

## (3) 定員管理等

平成18年度に技能労務職員23名中20名を一般行政職に職種転換し、現在は3名のみが技能労務職員として在職しています。13名は経過措置として技能労務職と一般行政事務を兼務しておりますが、技能労務の業務割合が多く、技能労務職員とみなす職員となっています。

この3名については、平成26年に2名、平成28年に1名が定年退職を迎えますが、退職者不補充の予定であるため、平成28年には技能労務職員という職種ははなくなります。

また、13名の見なす職員も技能労務部分については、段階的に民間委託し、近い将来全て一般行政事務へ完全移行する予定です。

この取り組み方針は、平成19年7月6日付け総行給第61号・総財公第97号で総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官(公営企業担当)から通知があった「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき策定し、公表するものです。

平成20年1月

大豊町長 岩崎 憲郎